

業務委託先に対する監査等の実施要領

甲が、下記業務委託契約（以下「本契約」という。）第 28 条第 7 項に基づき、乙に対して実施する監査等の実施要領は、以下のとおりとする。

本契約

| | |
|--------|-----------------------|
| 契約番号 | G21C 第 20037 号 |
| 契約名 | SharePoint サービス提供等の委託 |
| 委託先（乙） | ○ ○ ○ ○ |
| 締結年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

第 1 条（目的）

- 1 甲は、本実施要領の規定するところにより、乙に対し、委託業務に関する法令及び本契約（契約に基づく指示等を含む。）の遵守状況について監査を実施することができるものとする。
- 2 乙は、前項に規定する監査に協力するものとする。
- 3 本実施要領の規定は、甲の監査部門が甲の組織等に対して実施する内部監査等に際して、乙に対し調査を行う場合（以下第 1 項の監査に本項の調査を含む場合を「監査等」という。）に準用する。
- 4 乙が委託業務の一部又は全部を第三者に再委託している場合は、甲は当該第三者（再委託先がさらに委託した委託先を含み、以下「再委託先」という。）に対しても直接、監査等を実施できるものとし、乙は、再委託先に対し甲の実施する監査等に協力させるものとする。乙は、甲が再委託先に対し円滑に監査等を実施できるようにするため、再委託先に対し十分な説明をしたうえで甲のために本実施要領に準ずる内容の覚書を再委託先と締結する等の措置を講じておかなければならない。ただし、甲が乙による再委託を承諾する際に、これと異なる合意をした場合は、この限りでない。
- 5 甲は、乙に対し、再委託先と締結した覚書の写しその他前項の措置の状況を確認できる書面等の提出を求めることができる。

第 2 条（監査等の実施者）

- 1 本実施要領に基づく監査等は、甲の監査部門が実施する。
- 2 甲の監査部門は、その監督の下に、甲の監査部門以外の部門に所属する社員又は甲が委託する外部の専門家を補助者として監査業務に当たらせることができる。

第 3 条（監査等に応じる義務）

乙は、正当な理由がないにもかかわらず、甲の監査部門が実施通知した監査又は依頼した調査を拒み、又は応答を遅延させてはならないものとする。

第 4 条（監査等の日程の設定）

- 1 甲は、乙に対し監査等を実施するときは、監査等の目的の達成に影響を与えることとならない

限り、事前に乙との調整を行うこと等により、乙の業務への支障を与えない時期を設定するよう努めるものとする。

- 2 甲が、事前に乙との調整を行うことなく監査実施通知又は調査依頼を行ったときは、乙は、監査等の日程について甲に協議を申し入れることができる。

第5条（監査手続）

- 1 監査は、甲の内部監査規程並びにこれに基づく諸規則、監査計画書及び監査プログラムに基づき、書類の査閲、業務を遂行する場所及び機械設備その他の物品の実査、関係者への質問等の手続により実施する。
- 2 甲の監査部門は、本契約に基づき、甲の主管担当が乙に対する監督を実施している場合であっても、別に監査を実施できるものとする。ただし、この場合において、甲は、乙が監査に応じる上での事務負担の軽減に対し配慮するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、第1項の規程等を開示する義務を負わないものとする。ただし、乙は、甲の主任監査員に対し、個々の監査手続と監査の目的との関係について説明を求めることができる。
- 4 甲は、前項の乙の求めに対し、監査の目的の達成に影響を与えることとならない限り、できるかぎり誠実に対応するものとする。

第6条（監査等への協力）

- 1 甲は、乙に対し、監査等の実施にあたり、以下に掲げる事項その他監査等の手続を実施するうえで必要となる事項について協力を求めることができる。
 - (1) 書類、電磁的記録等の複写及び複写物の提供又は原本の貸与
 - (2) 業務を遂行する場所及び機械設備その他の物品の所在場所への立入り及び写真撮影の承諾、案内及び説明
 - (3) 関係者への質問のための日程調整及びその場所の提供
 - (4) 質問への書面による回答
 - (5) 施錠できる監査作業室の提供又はデータルームの設置
 - (6) 監査作業室に設置する机、椅子等の什器及び電源等の設備の貸与
- 2 乙は、第三者との秘密保持契約に抵触するおそれや過大な費用を要することになるなど、直ちに甲の協力の求めに応じがたい事情がある場合は、その対応について甲と協議するものとする。

第7条（監査結果の通知）

- 1 甲の監査部門が乙に対し監査を実施したときは、その終了後、乙に対し監査結果を通知する。
- 2 乙は甲の監査部門に対し、監査結果について説明を求めることができる。この場合において、第5条第4項の規定を準用する。
- 3 甲の監査部門が、乙に対し、具体的な是正措置を求める必要があると判断したときは、甲の主管担当に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 甲が、第1条第3項の調査を実施した場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対しその結果の一部又は全部を通知する。この場合においては、本条第2項の規定を準用する。

第8条（費用の負担）

- 1 監査等の実施に要する費用（以下「監査費用」という。）は甲の負担とし、監査等を受けるた

めに必要な費用は委託代金に含まれるものとする。

- 2 乙は、委託代金との比較その他の事情を総合的に勘案して監査等に応じるための費用が不当に過大であると認められる場合は、甲の監査部門に対し、費用の負担や監査手続き等の見直しについて協議を求めることができる。
- 3 乙の責めに帰する事由により、甲の監査費用が増加した場合には、甲はその増加した費用の一部又は全部を乙に請求することができる。
- 4 第1項の規定は、乙の債務不履行又は不法行為に起因する監査費用等について甲が乙に賠償を請求することを妨げないものとする。

第9条（個人情報の取扱）

- 1 甲は、監査等において、特に必要がある場合に限り、乙から個人情報を受領するものとする。
- 2 甲は、乙から受領した個人情報については、本契約及び甲のプライバシーポリシーに従い適正に管理するものとする。

第10条（秘密保持）

甲は、監査等の実施により乙から受領した秘密情報（提供の手段を問わず、乙が客観的に秘密として管理する公知でない情報であって秘密である旨の表示若しくは告知がなされたもの、又は個人情報など法令若しくは商慣習上、秘密として取り扱うべき情報をいう。以下同じ。）は秘密として管理し、監査等の目的の範囲内においてのみ利用するものとし、法令等の規定に基づき議院、裁判所、行政庁若しくは金融商品取引所等の自主規制機関等に対し開示する場合、又は甲が弁護士等の職業専門家に対し、その助言を受けるために秘密保持義務を伴わせて開示する場合を除き、乙の承諾なく、第三者に開示し、提供し又は漏洩しないものとする。

第11条（苦情の申し出）

- 1 乙は、甲の監査等の実施にかかる苦情について、主任監査員又は調査責任者に対する申し出によっても解決が見込めない場合は、直接、以下の甲の監査部門における窓口で苦情を申し出ることができる。

〒100-8793 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

株式会社ゆうちょ銀行 監査部門 監査企画部長あて（親展扱い）

- 2 甲は、前項の苦情の申し出を受けた場合は、速やかに調査を行い、遅滞なくその結果を乙に報告する。

第12条（本契約の適用）

本実施要領に規定のない事項については、本契約に規定するところによる。